

# ながとろ 暮らしのメモ

令和8年  
2026  
4



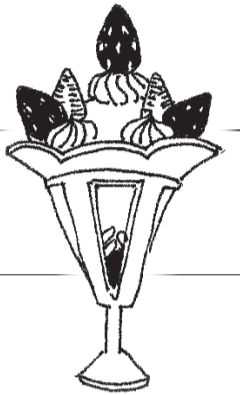
**問合せ**

役場 ☎66・3111(代)  
中央公民館 ☎66・1800  
ふれ愛ベース ☎26・5585

※毎月最終日曜日、役場の一部窓口を開庁します。

5	日	
6	月	●法律相談 13:00～16:00 役場3階小会議室(1) 予約が必要です。予約先 総務課 自治振興担当 ☎66・3111 内線215 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区) 🚗ペットボトル収集日(矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
7	火	●リズム遊び(ぴよんぴよん組・1～3歳児対象) 10:00～11:30 ふれ愛ベース 🚗ペットボトル収集日(長瀬・本野上・中野上・野上下郷地区) 🗑️不燃ゴミ収集日(矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
8	水	●児童手当 支給日
9	木	●オレンジカフェ 14:00～15:00 ふれ愛ベース 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
10	金	🚗資源ゴミ(紙・布類)収集日(長瀬・本野上「袋区を除く」地区)
11	土	🚗資源ゴミ(紙・布類)収集日(袋区・中野上・野上下郷・矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
12	日	
13	月	●ひまわりクラブ 10:00～ 保健センター1階 ●行政相談 13:30～15:30 役場3階小会議室(1) 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
14	火	●リズム遊び(ぴよぴよ組・0歳児対象) 10:00～11:30 ふれ愛ベース
15	水	🚗資源ゴミ(カン・ビン)収集日(全地区)
16	木	●献血 9:30～12:00 役場 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
17	金	
18	土	

19	日	🗑️クリーンサンデー (一般家庭のごみをクリーンセンター・環境衛生センターへ持ち込むことができます。) クリーンセンター(可燃ゴミ)・環境衛生センター(不燃ゴミ・資源ゴミ)
20	月	●行政書士相談 13:00～15:00 役場3階小会議室(1) 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区) 🚗ペットボトル収集日(全地区)
21	火	●ママのコーヒータイム 10:00～11:30 ふれ愛ベース ●介護家族のつどい 10:30～11:30 役場3階小会議室(1) ●教育相談 13:30～14:30 役場3階小会議室(1) 原則、予約が必要です。予約先 教育委員会 ☎66・3113
22	水	🚗資源ゴミ(紙・布類)収集日(全地区)
23	木	🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
24	金	●おひさま教室 9:30～ ふれ愛ベース
25	土	
26	日	●税務会計課・町民課窓口 ●日曜開庁日 4月26日(日) 9:00～正午 13:00～17:00 ◆税務関係諸証明の交付 ◆納税 ◆戸籍謄本・抄本の交付 ◆住民票の交付 ◆印鑑証明書の交付 ※住民票・戸籍証明書の広域交付はできません。
27	月	🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
28	火	●絵本読み聞かせ「ママよんで!」 10:00～11:30 ふれ愛ベース
29	水	昭和の日
30	木	●町県民税納期限(特別徴収第1期分) ●国民健康保険税納期限(特別徴収第1期分) ●後期高齢者医療保険料特別徴収(第1期分) 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
5/1	金	●ほっとハグくむママサロン 午前の部 10:00～12:00 午後の部 13:00～15:00 ふれ愛ベース 🚗資源ゴミ(カン・ビン)収集日(長瀬・本野上・中野上・野上下郷地区)
2	土	🚗資源ゴミ(カン・ビン)収集日(矢那瀬・岩田・井戸・風布地区)
3	日	憲法記念日
4	月	みどりの日 🗑️可燃ゴミ収集日(全地区)
5	火	こどもの日



学習の基礎が身につく幼稚園。自信を持って小学校へ

0494-66-0356

認定こども園 **長瀬幼稚園**

個別相談受付中! お気軽に友だち登録してください

Instagramで園児達の様子をご覧ください

LINE

Instagram

●一人ひとりに寄り添う質の高い幼児教育  
●7:30～18:30まで預かり保育、土曜保育実施中  
お時間は多様に対応いたしますので、ご相談ください

●満3歳から入園できます ●子どもが真ん中 少人数制 ●子育て支援各種あります

幼稚園の様子、子育て支援、2歳児教室の情報をご覧ください

保育料は無償だよ!

ウェブサイト

町の車屋さん 引き取り・手続き 無料!

お車の卒業の お手伝いをさせていただきます!

返納を考えてるんだけど... 動かなくなった車どうしよう... そんな愛車に困った!!に ご相談は是非長瀬町

〒369-1305 埼玉県秩父郡長瀬町長瀬 558-1  
☎0494-66-3719

株式会社 HOIZUMI 国道140号沿い 長瀬駅近く 定休日:月曜日  
Car ホイズミオート

※上記の広告は、あくまでも営業広告であり、町として推薦、公認、販売促進等を行っているものではなく、内容について町が責任を負うものではありません。